

平成28年度 武雄市商店街 空き店舗活用事業募集要項

武雄市では、商店街等をより魅力あるものとするため、対象エリアの空き店舗等に出店をされる方を対象に、改装費等の一部を佐賀県と共同で支援します。



1 補助対象物件

対象エリア内の空き店舗または民家等。

2 補助内容

(1) 助成額

事業を開始するために必要な経費(限度額150万円)のうち、空き店舗等の改装などにかかる費用の合計額の3分の2以内(千円未満の端数は切捨て)を助成します(限度額: 県50万円・市50万円)。

(2) 助成条件

出店に際して個人・法人の別は問いませんが、事業を開始する区域の商店会・商店街振興組合に出店が認められることが前提となります。

3 応募資格

- (1) 対象エリアの空き店舗等を活用し、事業を開始する方。
- (2) 平成29年2月28日までに、事業開始が可能である方。
- (3) 武雄市暴力団排除条例に該当しない方。

4 対象エリア

武雄市中心市街地活性化支援事業補助金交付要綱に定める団体が組織されているエリア
温泉どおり、宮野町、中町。

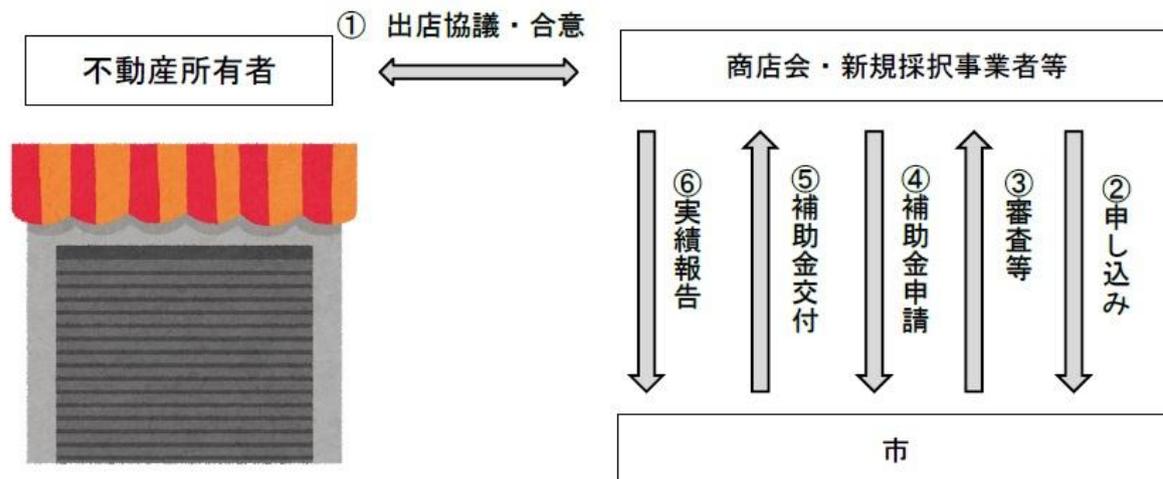
5 募集期間

- (1) 第一期募集: 平成28年4月25日~5月27日まで
- (2) 第二期募集: 平成28年7月 1日~9月30日まで
但し、第二期募集については次のとおりになります。
 - ① 第一期募集期間後の選考の結果、事業の対象として選定された新規出店者がなかった場合のみ実施されます。
 - ② 申込みに応じて随時審査を実施し、対象者を選定します。その結果、助成額の合計が規定の金額に達し次第、募集は終了となります。

6 募集件数 1件程度

7 選考方法 書類による一次審査と、面接による二次審査にて選考を行います。

8 事業の流れ



9 応募申請（第一期募集）

（1）申込方法

申請書類に必要事項を記入のうえ、平成28年5月27日（金）午後5時までに、武雄市地域経済課・商工係までお出しください。

（2）申請書類

- ①出店申込書（書式は別紙のとおり）
- ②開業計画書（書式は別紙のとおり）

（3）事前報告

申請にあたっては、空き店舗のある区域の商店会・商店街振興会の商店会長等に、事前に「出店計画書」により報告をお願いします。商店会長等の連絡先については、武雄市地域経済課商工係までお問合せください。

10 応募にあたっての注意点（第一期募集）

- （1）すでに開店している店舗や、交付決定の前に店舗の改装など事業が始まっている場合は、補助対象外となります。
- （2）応募申請後は、店舗立地など事業計画の変更はできません。審査を経て、交付決定が決まるのは、7月以降となります。その間に店舗が埋まってしまうと、計画どおりの開業ができず、補助の対象となりません。事前に家主さんとよく話し合ったうえでお申込みください。
- （3）交付される補助金の額は、改装終了後に提出していただく実績報告の内容を審査して、最終的に確定されます。
- （4）出店計画が採択された後は、原則として、商店会・商店街振興会と新規採択事業者の連名にて、市に対して補助申請をしていただくことになります。

※詳しい内容は、地域経済課までお問合せください。

■ ご提出・お問合せ先：
佐賀県武雄市武雄町大字昭和1-1
武雄市役所地域経済課商工係
電話：（0954）23-9183
FAX：（0954）23-7102